東濃西部 消費生活相談のあれこれ

NO.14

発行：東濃西部広域行政事務組合

親のクレジットカード使用

携帯型ゲーム機やスマートフォンなどの通信機器でゲームをダウンロードしたり、アプリを購入するためにはプリペイドカードやクレジットカードを使います。親がインターネットショッピングなどでクレジットカードを使っているのを見て、番号や有効期限などを入力すれば「欲しいものが手に入る」と思い、無断で使ってしまう事例が起きています。目に見えない金銭決済なので子どもは利用額の実感がなく、高額利用に陥ることもあります。名義人にはクレジットカードの管理責任があるので、カードの管理は厳重に行ってください。また、名義人自身が利用する際にも子供の目に触れさせないことや、金融教育を行うなどの配慮が必要です。

ほんとーにこんな相談ありました

健康食品販売店から健康食品が自宅に届いた。荷物の中には振込用紙が入っていたので通信販売のようだ。家族も自分も注文した覚えがないがどうしたらよいか。

アドバイス

身に覚えのない宅急便には『送り付け商法』『電話勧誘販売』『なりすましによる注文』など様々な要因が考えられます。要因により対処方法が異なりますので自己判断は避け、相談してください。

新規・継続　11月の相談件数

店舗販売	14
訪問販売	0
電話勧誘販売	5
通信販売	30
多重債務	5
その他	7
問い合せ	0

年末に近づき、さらに通信販売の相談が増えると予想されます。窓口では通信販売に関わる注意点などをお伝えしています。